

泉大津市立条東保育所及び条東幼稚園の  
民営化に係る事業者募集要領

令和3年4月

泉大津市健康こども部こども育成課

本市では、令和2年10月に策定した「泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画」に基づき、泉大津市立条東保育所と条東幼稚園を統合し、令和4年4月に民間事業者が運営する幼保連携型認定こども園（以下、「認定こども園」という。）の設置を目指しています。

については、本市の教育・保育行政や子育て支援施策を理解し、認定こども園を継続的かつ安定的に運営を行うことができる移管先事業者（以下、「移管先」という。）を募集します。

## 1 施設の概要

### (1) 条東幼稚園

所在地	泉大津市千原町2丁目11番1号		
定員	250名		
園児数 (R3.4.1現在)	3歳	4歳	5歳
	11	21	15
保育時間	午前9時から午後3時まで (土・日曜、年末年始(12月29日～1月3日)、祝日、長期休業期間を除く)		
特別保育	一時預かり保育		
敷地面積	3145.82㎡		
建物構造・建築年月	鉄筋コンクリート造(地上2階)・昭和46年3月		
建物面積	1,692.91㎡		
園庭面積	1,877㎡		

### (2) 条東保育所

所在地	泉大津市千原町2丁目1番3号					
定員(内訳)	60名(1歳:4、2歳:12、3歳:14、4歳:15、5歳:15)					
児童数 (R3.4.1現在)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	—	2	7	14	10	17
保育時間	午前7時から午後6時まで (日曜、年末年始(12月29日～1月3日)、祝日を除く)					
延長保育	午後6時から午後7時まで					
敷地面積	1,037.33㎡					
建物構造・建築年月	軽量鉄骨造(地上1階)・昭和47年7月					
建物面積	415.66㎡					

なお、認定こども園の運営は、条東幼稚園施設を活用するものとします。  
(条東保育所については、認定こども園施設として使用しません。)

## 2 移管実施日

令和4年4月1日

## 3 移管方法

### (1) 土地

本市が所有する土地を、移管後30年間無償で貸与します。なお、無償貸与期間終了後は、本市との協議のうえ、売買又は賃貸借とします。

### (2) 建物等

既設の建物、遊具及び備品等（以下、「建物等」という。）を現状のまま、市議会での議決を要件として、無償で譲渡します。

### (3) その他

貸与を受けた土地については、認定こども園の用途以外に使用できません。また、譲渡を受けた建物等については、移管先が表題部登記、所有権保存登記後、直ちに移管先の基本財産に編入するものとします。

なお、移管後における土地及び建物等の維持管理については、移管先が責任を持って自己負担で行うものとします。

## 4 応募資格及び条件

応募者は、次のすべてに該当する者とします。

- (1) 令和3年4月1日現在で、保育所、認定こども園又は幼稚園を現に運営しており、かつ通算3年以上の運営経験を有する社会福祉法人又は学校法人であること。
- (2) 直近3年間、法人が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。

## 5 欠格事項及び失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、選考の対象から除外、又は失格とします。

- (1) 泉大津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団に該当していないこと。また、同条第2号に規定する暴力団員、及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者が法人経営に関わっていないこと。
- (2) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合、又は本市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合。
- (3) 市民の疑惑や不信を招くような行為があったと認められた場合。

- (4) 事業者及び事業者の代理人並びにそれ以外の関係者が、選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- (5) その他不正な行為があった場合。

## 6 認定こども園運営条件

認定こども園運営にあたり、関係法令等を遵守するとともに、別紙1「認定こども園運営に関する条件」に定めた事項を確実に履行すること。

## 7 移管先の選考等

### (1) 選考方法

移管先の選考については、法人及び認定こども園運営、保育内容、職員体制その他を評価項目とし、市が設置する委員会（以下、「選定委員会」という。）において選考します。

選定委員会において、提出書類、プレゼンテーションの実施に基づく企画提案審査を行った結果を総合的に評価し、最低合格基準を上回った応募者の中から、総合得点が最も高い応募者を移管先として選定します。

なお、移管先との協議が成立しなかった場合は、次点であった事業者を新たに移管先として選定します。

### (2) 協定書の締結

市は、この選定結果を尊重し、移管先を決定するとともに、移管業務の確実な履行のために、移管先と信義誠実の原則に基づく協定書を締結します。

## 8 募集要領等の配布場所・期間

### (1) 配布場所

泉大津市役所1階こども育成課にて配布します。

（市ホームページからもダウンロードできます。）

### (2) 配布期間

令和3年4月26日（月）から令和3年5月14日（金）まで

（土・日曜日、祝日を除く、8時45分から17時15分まで）

## 9 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

下記①及び②（原本）を各1部

① 参加表明書（様式第1号）

② 会社概要書（様式第2号）

### (2) 提出期限

令和3年5月14日（金）17時15分まで（必着）

#### 10 質問書の提出及び回答

(1) 提出期限

令和3年5月18日（火）17時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第3号）に質問事項を記入し、電子メールにて提出  
メールアドレス：[kodomoikusei@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:kodomoikusei@city.izumiotsu.osaka.jp)

※ 電話や窓口訪問による口頭での質問には一切応じません。

(3) 回答方法

令和3年5月21日（金）に、参加表明のあった全事業者に対し、回答書を電子メールで送信します。

#### 11 現地見学

現地見학을希望する事業者は、電子メールにてその旨を申し出てください。  
令和3年6月4日（金）までの間で現地見学の日程等を調整します。

※ 現地見学は、各事業者2回までで、それぞれ概ね1時間以内とします。

※ 現地見学会において、応募に係る質問は受け付けません。質問事項については、「10 質問書の提出及び回答」によります。

#### 12 申込書類の提出

(1) 提出期間

令和3年6月7日（月）から令和3年6月11日（金）まで  
（いずれも8時45分から17時15分まで）

(2) 提出場所

泉大津市健康こども部こども育成課（市役所1階）

(3) 提出書類及び部数

別紙2「提出書類一覧表」に定めるとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は提出期限必着）

#### 13 プレゼンテーション

(1) 開催日

令和3年7月上旬に実施予定（詳細は後日通知します）

(2) 開催場所

泉大津市役所内

### (3) 実施要領

- ① プレゼンテーションを20分、質疑応答を10分とします。
- ② 使用する書類は、申込時に提出した書類のみとします。資料の追加提出は認めません。ただし、選定委員会が必要であると認めたときはこの限りではありません。
- ③ 会場内のスクリーンを使用したプレゼンテーションも可とします。なお、投影用のプロジェクタ・PC等は参加者が持参してください。
- ④ プレゼンテーションの参加者は3名を限度とします。

## 14 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、泉大津市情報公開条例の規定に基づき公開することがあります。
- (3) 認定こども園の設置認可に要する経費は、移管先の負担とします。
- (4) 選定後において天災等のやむを得ない場合を除き、市の許可なく移管先が無断で計画の変更を行うことはできません。これに違反した場合、市が移管先の決定を取り消すことがあり、その際に生じた損害について移管先がその責めを負うこととなります。
- (5) 移管にあたり市議会での承認が得られなかった場合は、移管は延期または中止となります。なお、その際の移管先が被る損害については、市は責めを負いません。
- (6) 移管先は、認定こども園の運営にあたり、職員の採用、配置をはじめ提案内容を誠実に履行してください。これらの提案内容が遵守されないことが明らかになった場合、民営化に関する事務を停止し、貸与（譲渡）契約の解除を求めることがあります。
- (7) 認定こども園運営に関して市が交付する運営費として、施設型給付費及び泉大津市民間認定こども園運営費補助金を交付します。また、移管後の施設整備関係として、国庫補助金を活用した補助金を交付します。ただし、国の交付決定がない場合は、補助金を交付することができません。

## 15 移管に係るスケジュール（予定）

令和3年7月 移管先決定、協定書の締結

令和3年8月 移管に向けた協議開始

令和4年4月 移管先による運営開始（当初は3～5歳）、施設改修の実施

令和5年4月 0～2歳の受入開始

16 書類提出先及び問合せ先

泉大津市健康子ども部子ども育成課

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

TEL : 0725-33-1131 (代表)

メール : [kodomoikusei@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:kodomoikusei@city.izumiotsu.osaka.jp)